

審 査 基 準 整 理 票

処分名	大津市市民活動センター会議室等の使用許可		
根拠法令名	大津市市民活動センター条例（平成17年条例第91号）	（条項）第 4 条第 1 項	
基準法令名	大津市市民活動センター条例（平成17年条例第91号） 大津市暴力団排除条例（平成23年条例第49号） 大津市市民活動センターの管理運営に関する規則（平成17年規則第125号）	（条項）第 4 条第 3 項 第 8 条 （条項）第 4 条	
所管部署	市民部 自治協働課市民活動推進室 市民協働グループ		
標準処理期間	7 日	法定処理期間	— 日
【審査基準】 ・文書の名称【 ・掲載図書等【 ・内容 ■全部記載 □一部・項目のみ記載 【施設の使用許可基準】 大津市市民活動センター条例第 4 条第 3 項各号又は大津市暴力団排除条例第 8 条に規定する暴力団を利すると認めるときに該当しないことを基準とし、大津市市民活動センター条例第 4 条第 3 項第 3 号に規定する「その他センターの管理上支障があると認められるとき。」とは、大津市市民活動センターの管理運営に関する規則第 4 条各号に規定する事項を遵守しないおそれがあると認められるときとする。			

参 考

[根拠法令]

大津市市民活動センター条例

(使用の許可)

第4条 センターの大会議室、中会議室、小会議室、スモールオフィス（市民公益活動に係る事務を行うための施設をいう。以下同じ。）又は別に定める附属設備（以下「会議室等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ、市長に申請し、使用の許可を受けなければならない。この場合において、市長は、会議室等の管理上必要があると認めるときは、使用の許可について必要な条件を付することができる。

[基準法令]

大津市市民活動センター条例

(使用の許可)

第4条

3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、会議室等の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 会議室等の施設又は設備を汚損し、又は毀損するおそれがあるとき。
- (3) その他センターの管理上支障があると認められるとき。

大津市暴力団排除条例

(市の公の施設の使用における措置)

第8条 市長若しくは教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、市が設置した公の施設の使用の許可の申請があった場合又は当該公の施設の使用の許可をした後において、当該使用が暴力団を利すると認めるときは、当該公の施設の使用の許可又は許可の取消しについて定める他の条例の規定による場合のほか、当該使用を許可せず、又は当該使用の許可を取り消すことができる。この場合において、当該不許可又は許可の取消しの処分は、当該公の施設の使用の許可又は許可の取消しについて定める当該他の条例の規定に基づいてなされた処分とみなす。

大津市市民活動センターの管理運営に関する規則

(入館者の遵守事項)

第4条 センターの入館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) センターの施設又は設備等を汚損し、又は毀損しないこと。
- (2) 許可を受けないで、物品を展示し、又は印刷物、ポスター等を配布し、若しくは掲示しないこと。
- (3) 他の入館者に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をしないこと。
- (4) 使用した設備、備品等を原状に復し、清掃すること。
- (5) その他係員の指示に従うこと。